

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書は 年末調整・確定申告まで大切に保管を

■問い合わせ 佐賀年金事務所 ☎31-4191
市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税等の社会保険料控除の対象になります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象で、年末調整や確定申告をする場合には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要です。納め忘れなどがある場合も、年内に納付すれば今年度分の控除として申請できます。

佐賀年金事務所から証明書が届いたら、年末調整や確定申告を行うまで大切に保管してください。

いつ送付されてくるの？

平成26年1月1日から9月30日までの間に納付された人

11月上旬～

平成26年10月1日から12月31日までの間に納付された人

平成27年2月上旬～

家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を申告書等に添付して申告してください。

11月は「ねんきん月間」 11月30日（いいみらい）は 「年金の日」です！

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民のみなさんに公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及啓発活動に積極的に取り組んでいます。

◆年金相談の窓口として「出張年金相談」を開設しています

◆国民年金保険料が未納となっている人への納付の勧奨を行っています

◆大学・高校などの教育機関や事業所等へ出向いての年金セミナーや年金制度説明会を開催しています

◆年金委員を対象として研修会を開催しています

今年からねんきんネットなどを活用して、年金記録や年金受給見込み額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的に、11月30日を「ねんきんの日」と設定しました。

■問い合わせ
市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

性的虐待
性的行為の強要、性器を触るまたは触らせる、性器や性交を見せるなど。

身体的虐待
なぐる、ける、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる、意図的に子どもを病気にさせる、戸外に閉め出すなど。

「虐待かも・・・」と感じたら連絡を！
保護者は「しつけ」だと言うかも知れませんが、子どもの視点で判断してください。

このため、児童虐待は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

子どもへの虐待に関する相談件数は、依然として増加傾向にあります。報道などでもご存知のように、尊い幼い命が奪われるなどの痛ましい事件も発生しています。

全国的にも大きな社会問題となっている児童虐待は、多久市でも発生しています。このため、多くの人に児童虐待に関心を持っていただき、児童虐待予防・防止、そして早期発見ができる相談・通報体制を整えています。

11月は児童虐待防止推進月間です 見逃さないで子どものサインを なくそう！児童虐待



平成26年度
児童虐待防止標語
ためらわず
知らせよう
命の輪

「おやつ？と思ったらまず通報を！」そこからが始まりです。

●心理的虐待
言葉によるおどし、脅迫、無視、兄弟間の差別的扱い、甘えてきても無視するなどの拒否的な態度、子どもの前で配偶者やその他の家族などに暴力をふるうなど。

●ネグレクト
家に閉じ込める、食事を与えない、衣類や下着などを長期間ひどく不潔なままにする、オムツを替えない、病气やケガをしても病院につれて行かないなど。

みんなの力で子どもたちを守ります

おやつ？と思ったらまず通報を！

- 佐賀県中央児童相談所へ相談・通報 ☎26-1212
- 多久市役所へ相談・通報 ☎75-3355
- 相談 健康増進課 健康増進係 ☎75-6118
- 通報 福祉課 こども係 ☎73-2281
- 小城警察署への連絡

在宅の子どもや親への支援と予防

- 関係機関の実務者検討会の開催
- 保健・福祉サービスの利用や助言
- 関係機関による子どもと親への支援

子どもの自立・家庭機能の回復

オレンジリボンには、児童虐待を防止するというメッセージが込められています。
私たち一人ひとりがこの問題の理解を深め、発生の予防や早期発見に努め、みんなの力で子どもたちを守りましょう！

■問い合わせ 福祉課 子ども係 ☎75-6118 健康増進課 健康増進係 ☎75-3355